

職員に関する規定の参考定款例について

Q. 事業協同組合参考定款例の職員に関する規定について次の点を回答されたい。
定款例第38条（参事及び会計主任）と同39条（職員）の規定は、なぜ同一条文にならないのか。

A. 参事及び会計主任は、組合の使用人であるが、実質的には代表理事の補佐役（特に参事は組合に関する一切の代理権を有する）としての重要な地位を占め全組合員の利害に重大な関係があるので、その他の職員とは別条にしているのである。